



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 28 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正

1

## 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第31号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規則）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘 要
瑞穂町大字市木6424番地 5 先 瑞穂バスストップ導流路	70 メートル	車 両 (路線バスを除く。)	終 日	

を削る。

別表第 4（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘 要
瑞穂町大字市木6441番地 5 先 瑞穂バスストップ流出口	南進車両の 右折西行	自 動 車	終 日	
瑞穂町大字市木6425番地 5 先 瑞穂バスストップ流入口	北進車両の 左折西行	自 動 車 (路線バスを除く。)	終 日	

を削る。

別表第 6（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
長久町長久口301番地 1 先	4	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘 要
長久町長久口301番地1先	北東詰・南西詰	

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の浦郷警察署の部隠岐郡の項中

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
西ノ島町大字浦郷453番地先浦郷保育所前から同町514番地9先交差点までの間の町道70号線 (150メートル) 及び町道69号線 (60メートル)	車 両 (2輪のものを) 除く。	終 日	210 メートル	

を

場 所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘 要
西ノ島町大字浦郷453番地先浦郷保育所前から同町大字浦郷514番地9先三差路までの間の町道70号線 (150メートル) 及び町道69号線 (60メートル)	車 両 (2輪のものを) 除く。	終 日	210 メートル	

に改める。

別表第14 (法第54条第1号の規定による警笛吹鳴場所) の大田警察署の部大田市の項中

場 所 又 は 区 間	区間距離	路 線 名	摘 要
川合町忍原山中採石場跡大田起点11.8km地点の屈曲		国道375号	

を削る。

別表第14 (法第54条第1号の規定による警笛吹鳴場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場 所 又 は 区 間	区間距離	路 線 名	摘 要
日原町大字左鏡2556番地先の屈曲		国道187号	

を削る。

別表第14 (法第54条第1号の規定による警笛吹鳴場所) の西郷警察署の部隠岐郡の項中

場 所 又 は 区 間	区間距離	路 線 名	摘 要
西郷町大字東郷2番地の2地先の屈曲		一般県道中村西郷線	
西郷町大字西田531番地先から西郷町大字加茂842番地1先までの間の屈曲	1,800 メートル	一般県道五箇都万西郷線	
西郷町大字大久6番地先から同町大字飯田2番地先までの間の屈曲	4,000 メートル	一般県道中村西郷線	
布施村大字布施226番地先春日神社前から西郷町大字大久22番地先までの間の屈曲	10,000 メートル	一般県道中村西郷線	
中村大字元屋438番地の1地先から布施村大字布施634番地の3地先布施村道三差路までの間の屈曲	6,000 メートル	一般県道中村西郷線	

西郷町大字下西631番地先の屈曲		一般県道五箇都万西郷線	
------------------	--	-------------	--

を削る。

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
長久町長久口301番地 1 先	4	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
下本郷町275番地 益田運動公園入口交差点	3	

